

被告国・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県及び三重県指定代理人（小川）

乙第45号証を示す

証人の陳述書です。この陳述書は、あなたが内容を確認して押印したもので間違いありませんね。

はい。

陳述書の内容について訂正するところはありませんか。

ないです。

御経歴や御担当の業務は、陳述書に記載されたとおりで間違いありませんか。

はい。

■■■■■について住基ネットの活用状況をお尋ねいたします。住基ネットが導入されたことによって、事務の効率化が図られた例を具体的にお聞かせください。

まず1点目といたしまして、住基ネット前におきましては■■■■■では転入時の処理といたしまして、転入された方について転出先に転入の確認通知を送付していたことがなくなったこと、また一部の年金の受給者に対する現況証明書を交付しなくなったことなどが挙げられると思います。

住基ネットの導入前に転出地への通知は郵便で行っていたんですか。

はい。

住基ネット導入後はこれをオンラインで行うようになった、ということですね。

そうです。

他の市町村からの転入通知もオンラインで来るようになったんですか。

そうです。

転入地から転出地への通知というのは、1年間でどれくらいの件数がありますか。

1500から1700件と記憶しております。

年金の現況届けの部分で事務が省略された、というお話でしたね。

はい。

具体的に何枚ぐらい発行しなくなったというような数値はわかりますか。

具体的な数値については分かりません。

住民票の広域交付の実績ほどの程度ですか。

住基ネットが始まりまして、現在まで28件と記憶しております。

住民に対する住基カードの発行枚数は延べ約何枚ですか。

77件と記憶しております。

住基ネットの運営体制等についてお伺いいたします。

乙第45号証を示す

住基ネットの運用については、この陳述書に添付されてある別添2の「システムセキュリティ組織規程」、別添3の「システム総合管理規程」、別添4の「緊急時対応計画書」、これらが整備されているんですね。

はい。

これらの規程は住基ネットに関係する職員に周知されていますか。

しております。

住基ネットを実際に操作して業務を行うのはどの部署ですか。

住民課です。

■■■■■で住基ネット以外に既設のコンピューターネットワークがあると思いますが、既設のネットワークの整備運用を担当しているのは■■■■■ではどの部署ですか。

総務部の財政課です。

そうすると既設のネットワークについてはあなたが担当しているわけではないんですね。

そうです。

次に住基ネット導入に関する教育、研修等についてお伺いいたします。住基ネットの導入の前後を通じて、関係職員に対する研修は行われましたか。

行われました。

住基ネットの概要に関する研修はありましたか。

はい。

実際の操作を担当する操作者の研修や、セキュリティーに関する研修はありましたか。

はい。

このような研修に職員の全員が参加できるわけではないと思いますが、参加できなかった職員についても研修内容を共有するような措置は取っておられますか。

はい。

次に重要機能室についてお伺いいたします。■■■■に重要機能室は設置されていますか。

しております。

重要機能室はどこに設置していますか。

秘密事項としますので、申し上げられません。

重要機能室は入退室を管理していますか。

はい。

重要機能室の入退室を管理するのはあなたの担当業務ですか。

いいえ。

重要機能室のかぎはどの部署で管理していますか。

総務部の財政課で管理しております。

重要機能室の出入りについては記録されていますか。

はい。

管理簿のようなものを作っていますか。

作っております。

重要機能室の入退室管理簿を管理しているのはどの部署ですか。

総務部の財政課です。

住基ネットのコミュニケーションサーバ、CSについてお伺いいたします。

CSですが、重要機能室内に設置されていますか。

はい。

重要機能室の中にむき出しで置いてあるのですか。

いいえ。

どのようにして置いてありますか。

ラックの中に保管しております。

そのラックにはかぎはかかりますか。

はい。

CSを収納しているラックのかぎはどの部署で管理していますか。

住民課です。

そうするとあなたの担当の職務ですか。

はい。

住基ネットシステムを起動するためには、CSについて操作者カードとパスワードが必要になってくるとと思いますが、操作者カードとパスワードの管理の権限はどなたが持っていますか。

住民課長です。

あなたですね。

はい。

CSの操作者カードとパスワードの管理は適切に行っていますか。

はい。

次にCSの端末についてお伺いいたします。CS端末の操作者カードとパスワードの管理の権限はどなたが持っていますか。

住民課長です。

CS端末の操作者カードとパスワードの管理は適切に行っていますか。

はい。

CSやCS端末のパスワードの設定についてルールを定めていますか。

定めております。

具体的なパスワード設定のルールはどのようなものですか。

秘密事項と考えますので、申し上げられません。

操作者カードのほうはどうやって管理していますか。

操作者カードにつきましては職員が管理しております。

権限を設定されて配布された個人の人が管理している、という趣旨ですか。

職員が管理している、ということです。

職員の管理の方法は、あなたは把握していますか。

はい。

かぎのかかるところにしまっているかどうかは知っていますか。

ええ、職員に指示をしております。

職員のほうで施錠されたところにしまっただけで帰る、ということでしょうか。

はい。

操作者カードは具体的にはどこに保管しているのでしょうか。

秘密事項と思いますので、申し上げられません。

次に住基ネットを構成する機器や関連設備等についてお伺いいたします。C

S及びCS端末にはウイルス対策ソフトを導入していますか。

はい。

ウイルスパターンファイルの適用は適切に行っていますか。

はい。

適用する作業はあなた自身でされることがありますか。

職員がほとんどやっております。

CSやCS端末に住基アプリケーションやウイルス対策ソフト以外のアプリケーションはインストールされていますか。

していません。

次に障害の対応として復旧のために、本人確認情報やシステムのバックアップというのは行っていますか。

はい。

これはあなたが自分で作業をしているのでしょうか。

いいえ。

緊急時の連絡体制というのは確立されていますか。

はい。

次に実際の業務の中で、保守や運用についての委託についてお伺いいたします。住基ネットに関係するシステムの保守や運用について、業者への業務委託は行っていますか。

行っております。

委託先からその先へ、再委託は行っていますか。

行っております。

再委託は委託先の業者が無断で行うことができるのですか。

できません。

再委託を行う場合には、市の承認が必要なんですか。

はい。

その作業の際に、委託ないし再委託業者が来る場合に、だれが来たかを確認していますか。

しております。

だれが来たかを記録に残していますか。

はい。

だれが来たか、どのような方法で確認していますか。

まず従事者についてネームプレートを着用していただいております。

そのネームプレートによって確認をしております。

業者の委託作業の際に、職員の方は立ち会っていますか。

立ち会っております。

住基ネットと既存の住民票等の電算化システムとは接続されていますか。

はい。

CSないしCS端末からインターネットに接続することはできますか。

できません。

それはなぜですか。

情報系のシステムと業務系のシステムとは分断されております。

分断されているから、インターネットにつながっている情報系とはつながっていない、ということですね。

はい。

住基ネット稼働後現在までの間、[ ]において、その保有する本人確認情報について、外部からの進入や内部の不適切な行為等により、漏洩、改ざん等の具体的な危険が生じたことがありますか。

ありません。

原告ら代理人（石橋）

[ ]さん、私は1度お会いしているんですけど覚えておられますか。

はい。

公文書開示のときに1度お世話になりましたよね。

はい。

[ ]さんは陳述書によると、建設課、会計課を経て、平成16年4月から住民課長になられた、ということですよ。

はい。

住民課のお仕事ですけども、例えば戸籍の管理に関するかどうか、

人口動態に関すること、本籍、住所及び身元等の照会、回答に関するかどうか、戸籍住民票等の閲覧、謄写、それから印鑑登録に関することなど、多岐にわたっておられますよね。

はい。

その中の一つとして住基ネットに関する事務も扱っておられると、範囲はともかく。

はい。

やっぱり住基以外のお仕事も相当お忙しいことはお忙しいですか。

[ ]の場合は現在人口増加の傾向にありますので、事務的にはかなり忙しい毎日です。

これまで経歴を見させていただくと、総務部の財政課であるとか、そういうネットワークのセキュリティー等に関する部署には所属されたことはありませんよね。

はい。

大学で専門的に勉強されたとか、そういったこともありませんか。

ありません。

ということは、平成16年4月以降というのは、一般にお忙しいお仕事の中で、さらに住基ネットに関するセキュリティーの関連も含めてお仕事もされて研修等も受けられた、ということですよ。

はい。

乙第5号証の1及び乙第16号証の8ページ目を示す

特に乙5号証のほうですが、これは住基ネットに関する技術的基準について定めたものですけども、中身は御存じですよ。

はい、大体は。

研修等でこういった技術的基準の重要性についても研修を受けられて、お勉強をされているということでしたね。

はい。

これは非常に守るべき重要なものだと理解されている、とお伺いしてよろしいですか。

はい。

住基ネットのシステムの構築であるとかハードの保守については、職員だけでは行うことができないということで委託をされている、ということでしたよね。

はい。

■では、システムの構築については株式会社■に委託されていますよね。

はい。

ハードの保守については株式会社■に委託されていますよね。

はい。

甲第40号証の5を示す

公文書開示決定通知書ですが、表になっている部分の冒頭1の所を見ていただけますか。住基ネットの開発、変更、運用、保守等について業務を委託している事業者との間で締結した契約書等一切の文書について開示、一部黒塗りの部分もありましたが、一切の文書について開示はいただきましたよね。

はい。

40号証の5の末尾、所管課の欄ですが、所管課に民生部住民課が所管している文書について、課長である■さんが最終的な責任者である、と理解してよろしいですか、開示について。

開示については、最高責任者は■長です。

開示というか、どういう文書がありますか、というのは所管課に聞かないと分からないと思うんですけど、こういう文書がありますよ、といったことを

やり取りする住民課の責任者は■さんですよね。

住民課の所管の分については住民課です。

住民課の課長である■さんが一応責任者ですね。

はい。

そのすぐ下に、総務部財政課所管になっている、という記載がありますが、これは総務部財政課が所管している文書、開示いただいた文書の中の総務部の部分というのは、サーバを保管している重要機能室の入退室に関して記録した文書、電算室使用簿ですよね。

はい、それと・・・。

所管課で総務部とあるのは、この40の5だけですけど。

はい。

だけでしょう。

・・・一部作業の報告書を財政課のほうで管理しております。

ああ、そうですか。サポート作業報告書は住民課あてに出てますけれども。

住民課のほうで確認して、最終的な最後の管理ということでは財政課のほうで管理しております。

住民課のほうで確認されているという点はよろしいですね。

はい。

甲第40号証の8の1の2の2ページ目を示す

これは先ほど御説明いただいた■とのシステム構築に関する契約の会議書なんですけれども、第2項、契約形態の後段に、なお参考のため他社からも見積書を提出させたところ■が一番安価だった、と記載されていますよね。

はい。

乙第5号証の1の22ページを示す

10の(1)ですけど、ここに「ネットワークシステムの開発、変更、運用、

保守等について、委託を行う場合は、委託先事業者等の社会的信用と能力を確認すること」と記載されていますよね。

はい。

先ほどお示した乙16号証の点検表にも同じ項目があるんですけども、  
■■■■■について先ほど言ったような信用力、技術力に優れているという点を判断した資料、■■■■■の委託関係で出していた資料にはないですよ。

はい。

ということは、委託先の社会的信用能力を確認したことはない、ということですか。

いいえ、私が就任したのは16年の4月ということでございます。  
それ以前の契約ということだと思いますが、

でしたら、ちょっと分かりにくいんですかね。

はい。

同じく乙5の22ページ、10の(3)ですが、「再委託の制限等」で「委託業務の一部を第三者に委託する場合の制限、事前申請及び承認に関する事項を委託先事業者等と取り交わすこと」と記載されていますよね。

はい。

乙第16号証を示す

乙16の調査項目、39-1、「再委託を制限している」と記載されていますよね。

はい。

甲第40号証の8の1の2を示す

この中に先ほど説明していただいた保守契約書があるんですが、■■■■■  
■■■■■株式会社と■■■■■との間の保守契約書、ハード保守に関する保守契約書、平成13年12月28日付けの分です。次のページの契約

の条項、これを順番に見ていただいたら、再委託を制限する条項というのはありませんよね。目的、保守方式、業務の内容、保守に関する協力機関、保守料、支払方法、オーバーホール、責任制限、内容の変更、契約の解除、損害賠償、ありませんよね。

はい。

これは13年度なのですが、14年度、15年度も同じ契約になっておるんですけども、いずれも再委託に関する条項はないんですよ。

はい。

甲第40号証の8の12を示す

これは平成16年4月1日付けの保守契約書、こちらはちょっと文言が変わっておるんですが、10条、第三者への委託、これはむしろ制限というよりは一部を乙の責任において第三者に委託することができる、という条項になっていますよね。

はい。

先ほど再委託されていると御証言されましたけれども、この条項に基づいて  
■■■■■から別の会社に再委託がされているのでしょうか。

はい。

甲第36号証の3及び4を示す

36の3は吹田市の再委託に関する、再委託しますよ、という申請書、36の4は、再委託を承認しましたよ、という文書ですけども、本来はこういう書類が必要なんじゃないですか。

はい。

■■■■■ではこういった再委託申請書、若しくは承認書がありませんよね。

この時点ではそういった業者との契約において不明確な点がありましたが、現在はそれについて補完しております。

「不明確な点がありましたが、補完しております」というのは。

それを補っている、という意味です。

ただ、先ほど公文書の公開決定書を示しましたがけれども、委託業者との間で取り交わした文書については一切すべて出していただいていますよね、一部黒塗りは別として。

はい。

「文書で補完」とおっしゃいましたが、何かやり取りをしているというわけではないですね。

17年度において、今御質問のありました分については補完ということをしております。

ということは、16年まではそういったことがされていなかった、ということとは間違いありません。

はい。

先ほどチェックリストで再委託について制限しているという項目がありましたが、それではさすがに制限しているとは言えないんじゃないですか。

契約につきましてはそういう条文になっておりますが、運用上でそういったことが行われているということでございます。

補完している運用というのは、具体的にはどういった運用ですか。

17年度の契約においてはそういったものについて補完しているということでございます。

ということは、16年以前は「運用している」というのは、先ほど「16年について運用されている」とおっしゃいましたが、それは違うんですか。

その運用といいますのは、書面的にはありませんが、口頭等で確認しているということです。

どなたが。

それは16年度の分については私でございます、住民課長でございます。

それはいつですか。再委託の承認というと最初だけですか。

そうです。

何か再委託先の何か文書等はないんですよね。

はい。

ということは、再委託先はどんな会社かということに関する文書も提出していただけてないですか。

はい。

原告ら代理人（秋田）

再委託について少し聞きますけれども、■■■■さんが再委託を承認された再委託先の会社の名前はどこですか。

■■■■です。

どこにある会社ですか。

京都です。

京都のどこですか。

住所まで今現在覚えておりません。

代表者の方のお名前はどなたですか。

覚えておりません。

いつ設立された会社ですか。

覚えておりません。

その会社に再委託をされたときの担当者の方の名前は何という方ですか。

・・・忘れまして。

再委託先の■■■■というのは何を専門にしている会社ですか。

ハードのメンテナンス、若しくはハード機器の清掃でございます。

ハードのメンテナンスということでは、いろんなハードのメンテナンスがあると思いますが、具体的にはどんなメンテナンスですか。

ハード機器の障害等が発生しないかといった点検でございます。

■■■■が再委託先として適してるかどうかについて、■■■■あるいは■■■■  
■■■■から資料をもらったことはないですね。

はい。

少なくとも現時点で言えることは、■■■■という再委託先に■■■■  
■■■■が、名前も代表者も今ちょっと分からないですけど、少なく  
とも■■■■の社員以外の方がこの住基ネットのセキュ  
リティーの関係のお仕事をされて、その再委託の関係の記録は残っていな  
い、ということですね。

はい。

入退室管理の記録の中に■■■■という会社の名前も出てきていますか。

出ていると思います。

乙第16号証の9ページを示す

項目番号39の1, 2, 3ですけれども、これは再委託、つまり住基ネット  
の基幹部分に関与する部外者の範囲を明確にして、実施できる作業の範囲を  
明確にして、責任関係をはっきりさしておくというためにこういう制限を守  
らなくちゃいけないということで調査項目とされているのは間違いないです  
ね。

はい。

この39の1, 2, 3ではそういう文書も作って、監督関係が適切に運用さ  
れて初めて3点安全であるという評価になりますが、少なくとも平成16年  
度においては今■■■■さんが御証言していただいたように、3点の記録を残  
してセキュリティ関係についてきちんと監督の報告を受けている、という  
評価にはならないですね、16年は。

運用で処理してきた、ということです。

運用だけで処理してきたので、記録は残してないということで、この3点に  
はならない、ということでもよしいんじゃないですか。

はい。

原告ら代理人(石橋)

■■■■さんは住基ネットのアクセス管理責任者でいらっしゃいますよね。

はい。

先ほどもおっしゃってましたけども、操作者ICカードとかパスワードの  
権限確認とか、あと操作履歴の記録とかによってアクセスを管理する実施の  
責任者ということになりますよね。

はい。

乙第5号証の1の15ページを示す

4の(6)ですけれども、「住民基本台帳ネットワークシステムを操作した  
履歴を磁気ディスクに記録し、法令を遵守していることを監査する等、その  
利用の正当性について確認すること」と記載されていますね。

はい。

アクセスログ、ここでは「住基ネットを操作した履歴」と書いてありますけ  
れども、そういった履歴、ログですよ、そういったアクセスログの保管期  
限というのは設定されていますよね。

保管期限については設定しております。

アクセスログというのはどういった形で保存されるんですか。

それについては磁気ディスクと磁気媒体等に保管しております。

今回の情報公開決定される前の状況についてお聞きしますけれども、こうい  
ったアクセスログのチェック、「確認すること」とありますけど、そういつ  
たチェックはどなたがされておりましたか。

私でございます。

■■■■さんですか。

はい。

以前私はお電話でお聞きしたことがあるんですけど、「アクセスログのチェ



ックはトラブルのときなど頻度的にはバラバラで、毎日しているわけではない」とお聞きしたことがあるんですが、間違いないですか。

はい。

甲第36号証の17を示す

これは吹田市のアクセスログのチェックをした記録ですけれども、項目を設けて丸を付けるような形で、確認をしましたという記録はこういった形で簡単にはできますよね。

はい。

甲第40号証の7を示す

公文書開示決定通知書の12ですけど、住基ネットのアプリケーションの操作履歴を記録したもののチェック作業を行った記録。14ですが、検索業務について業務ログの確認作業を行った記録については、先ほどの吹田市のようなものですが、不存在になっていますよね。

はい。

■■■■ではそういったものは作られてはいない、ということですよ。

はい。

■■■■さんだって人間だし、お仕事の都合でお休みしたり、若しくは出張されたり、ずっと■■■■のほうにおられるわけではないと思うんですが、そういった場合には■■■■さんはアクセスログを確認することはできないですよ。

はい。

そういった場合に、ほかの方がアクセスログをチェックしているということはありませんか。

ほかの職員についてはございません。

頻度的にはどの程度なんですか、およそで結構です。1か月に1回なのか、半年に1回なのか。16年からおよそ1年程度ですからこれまでに何回程度

とか。

回数については記憶しておりません。チェックの頻度についてはバラバラですので、間隔については余り記憶しておりません。

およその回数とかもはっきり分からないということですか、10回程度とか。

・・・余り記憶しておりません。

原告ら代理人（秋田）

「アクセスログの保管期限が設定されている」と先ほど言われましたが、何年保管されていますか。

7年。

■■■■さんは昨日アクセスログを確認されましたか。

昨日はしました。

昨日ですけれども、アクセスログとして操作IPとかいろんな表示が出てくると思うんですけれども、昨日はどういう表示が出ていましたか。

内容については秘密に属することとしますので、申し上げられませんが。

内容は結構です、どういう項目が出ていましたか。

どのアクセスログのことですか。

CS端末です。

個人情報の表示であるとか、要は端末を操作したものの履歴とか、そういうものが記録されております。

昨日の前はいつ確認されましたか。

ちょっと記憶しておりません。

昨日以外は覚えていらっしゃらないんですね。「昨日見た」と言われたんですけども、昨日ログを確認したという記録は残しておられないんですね。

はい。

実際に■■■■さんがセキュリティ管理者として、責任者として、あるいはシ

システム管理者として、3つの肩書きを持ってらっしゃると思うんですが、アクセス管理責任者として実際にこの総務省が、あるいはラスデックが求めているログの適切な管理としてのチェックをされているかどうかの記録は全く残っていない、ということですね。

現在はそうです。

じゃあ、やったかどうか実際には分からないですね。申し訳ないですけど、実際には。

はい。

アクセスログを仮にされていたとして結構ですけども、ログの表示画面でたくさんの項目が出るはずですよ。もちろんこれはコンピューターのログですから日本語ばかりじゃないはずですよ、そうですね。

.....

その表示を見てどの点に注意をするようにしていますか。

注意する点につきましては、不要なアクセスがされていないかという点を重点的に見ております。

不要なアクセスがされていないかどうかをログ画面からどのようにして選り出して見ますか。

そういった方法については秘密に属する事項だというふうに考えますが。

ログの検証というのは難しいと思います。ログを見ただけで不要なアクセスだとは出ないはずですよ。

...はい。

じゃあそういうログ画面を見て、本当にこのアクセスは不要なのかどうかというのを、[ ]さんはどのようにして見分けようと思われませんか。

そういった技術的なことについては委託事業者等について確認をしていただいております。

実際にログをご覧になるのは業者の方でなくて、[ ]さんがご覧になるわけですよ。

はい、私が見ております。

その業者さんから教えていただいた方法で結構ですけども、ログを見て、例えば今[ ]さんがおっしゃったように、不要な、不適当なアクセスではないかということを見分ける方法として、今[ ]さんが御説明できますか。難しければ難しいで結構です。

具体的には難しいです。

それは秘密事項ということではなくて、[ ]さんとしてもどの点を見ればすぐ不要なアクセスかどうかの基準は御存じない、ということですね。

細かい技術的なことについては委託事業者のほうにお任せしております。

いやいや、基準は業者さんから教えてもらって結構ですけど、その基準を使って、ログ上不正操作がないかどうかを見るのは[ ]さんしかいないわけですから、[ ]さんが見て、不正かどうか即座に分らないといけないんだけど、その基準については、「業者さんに任している」という御説明ですね。

はい。

原告ら代理人（石橋）

[ ]では、住基市町村調達のコミュニケーションサーバと、既存の基幹業務系行内LANはファイアウォールを介して接続されているんですよ。

はい。

このファイアウォールへのアクセスログについては陳述書で全く触れられていないんですが、これは保管されていないということですか。

えっ、もう一度すみません。

今申し上げたファイアウォールのアクセスログについては陳述書で全く触れ

られてないんですけども、これは■■■■では保管をされていないということですね。

いいえ。

保管をされているんですか。

はい。

乙第5号証の1の24ページを示す

24ページの(3)ですが、「ファイアウォールで通信制御を行うこと」と記載されていますよね。

乙第16号証を示す

調査項目の42-5ですが、「ファイアウォールのアクセスログをチェックしている」と記載されていますよね。これは恐らく通信制御の実務、内容なんだと思うんですが、このファイアウォールのアクセスログのチェックについてはされていますか。

はい。

どなたが。

私と、委託事業者の方にも見ていただいております。

それは■■■■さんも見るし、業者さんも見るんですか。それとも業者さんが見たところと■■■■さんが見たところがあるんですか。

一緒に見て、チェック等を細かいところについてはしていただいております。

このファイアウォールのアクセスログのチェックに関して確認した記録がないという点は、他のアクセスログと同じですよ。

はい。

原告ら代理人(秋田)

乙第16号証の示す

ファイアウォールの設定に関して10ページ、42-3を見てください。フ

ファイアウォールの設定に関してはそこに書いてある42-3の項目、ちょっと読んでいただけますか。

「ファイアウォールの設定において既設ネットワークとコミュニケーションサーバの通信を必要最小限のサービスに制限している」。

これは重要点検項目として、ラスデックのほうで非常に慎重にしくちゃいけないという基準として特に選別されています。その具体的な内容というのはどういうことになるのでしょうか。

具体的な内容、といいますと。

この42-3の遵守事項を■■■■において実施するために、セキュリティ責任者である■■■■さんのほうで庁内で指示していること、あるいは気を付けていること等はどのようなことになるのでしょうか。

ファイアウォールの設定については委託事業者さんに任しております。任せるに当たって、セキュリティ責任者としてはどのような指示をされますか。

手順書または指針等に基づく設定をするように指示をしております。設計書に基づいてやってくれ、ということと言われるわけですね。

はい。

それはまあ当然のことなんですが、それが実際に設計書、指示書どおりに設定されているかどうか、責任者としてチェックはされましたか。

それについては報告等に基づくものでございます。

そういう報告は■■■■に業者から提出を受けたことがありますか。

以前の設定については私は分かりませんが、それ以後については口頭で報告いただいている分があります。

では文書での報告は、■■■■さんが就任されてからは、業者からこの重要点検項目のファイアウォールの設定については口頭でのみ報告を受けられた、ということですね。

そもそのファイアウォールの設定につきましては、当初の設計当時の設定になっている、ということでございます。

その後変更はない、ということですか。

その後については変更がない、ということです。

その設定内容については、先ほど直接業者さんから口頭で聞いたというのは、どういう内容を聞かれましたか。

私が就任しましたときに、その機器類の設定等については住基ネットが稼働しました時点の指示に従って設定している、といった内容のものでございます。

当然、「指示に従った設定をしてません」と言うはずはないんですけど、それ以上に具体的にどのポートが空いているとか、どのポートは特に厳重に管理してるとか、そういう報告は確認されましたか。

具体的な内容についてはしておりません。

それは聞いておられないで、「しっかりやりました」という報告を受けました、ということですね。

はい。

甲第40号証の12の1及び2を示す

甲40号証12の1は研修に関する資料の情報公開を■■■■■にお願いして公開していただいたものです。40の12の1は昨年■■■■■さんが課長に在任されていらっしゃる6月2日に京都堀川で開かれた研修ですが、これには御出席されましたね。

はい。

その際にも、先ほどから言っているセキュリティ基準等については十分な説明を受けられた、ということですね。

はい。

次のページ12の2ですけれども、これは5月28日ということですが、こ

の研修会にも参加されましたね。

はい。

これは今年の5月28日ですね。

はい。

この住民基本台帳カードの利活用についてということで、住民基本台帳カードの使用であるとか、機能であるとか、セキュリティ上注意するポイントであるとか、公的個人認証での使い方などについて研修を受けられましたね。

はい。

その前提でお聞きしますけれども、■■■■■さん御自身は住基カードをお持ちになっていらっしゃいますか。

はい。

これも■■■■■の情報公開で出していただいた資料ですけれども、■■■■■ではこの2年間の間に、先ほど主尋問でも出ましたが、住基カードの発行枚数が63枚、3万7791人の住民の方がいらっしゃいますので、600人に一人の方が持っていらっしゃるという勘定になりますが、この住基カードにつきましては、■■■■■さん御自身はどういうことに使われたことがありますか。

そのことについても私個人的なことだというふうに思いますので。

この住基カードに電子証明書を■■■■■さん御本人は入れておられますか。

現在は入れておりません。

電子証明書、これは住民基本カードに電子書面にかかる地方公共団体の認証業務に関する法律、これはいわゆる公的個人認証法の業務と住民基本台帳の本人確認情報を連結させるという規程があることは研修のときに習われましたね。

はい。

この公的個人認証のために使う住基カードには、住基ネットからどういう情報が電子証明として入れられることになるのでしょうか。

すいません、もう一度。

電子証明書、住基ネットから照合した本人確認情報をこの住基カードの中に入れるわけですね、電子証明書として。

.....

どういう情報を取り入れるかということは、御担当の課長さんとして覚えていらっしゃるでしょうか。覚えていなければ結構です。

ええと、忘れました。

この中に住民票コードを入れるかどうかという公的個人認証の電子証明書として、住民票コードを入れる必要があるかないかは今御記憶ですか。

はい。

どちらですか。

どちら、と言いますと。

入れるか、入れないか。

住民票コードは入っております、と記憶しております。

違うんです。これは電子公的個人認証法の7条の3項ですけれども、これは本人確認情報の4情報、氏名と性別と生年月日と住所だけが載るんです。だから公的個人認証に住民票コードは入っていないんですが、多分そう習われたはずです。今は忘れてらっしゃると思いますが、これは事実なんです。公的個人認証としてこの住基カードを仮に発行していただいたら、■■■■の住民の方はこれを何に今利用することができますか。

・・・今現在それに伴いまして、他の市町村で住民票の交付を受けられるということもできます。

広域交付に住基カードが要りますか。

なくても受けられます。

そうですね、もちろん公的個人認証の電子証明書は広域交付には全く関係ないですね。

.....

だから住基カードに公的個人認証としての電子証明書を入れることで、■■■■の住民の方にとってはどんな利便がありますかと、課長さんとして行政のお立場で御説明いただいたら結構です。

.....

今思いつかなければ思いつかないということで。

ちょっと思いつきません。

先ほど主尋問でも御質問をきちんとされていたんですが、広域交付についてはこの2年間で、今年の2月までで24件でした。6月になって4枚増えて28枚になりましたね。それから転入、転出の特例扱いについては今年の4月の情報公開で教えていただいたときでは利用例はゼロでした。それから現時点でも先ほどお答えになられたようにゼロです。やっぱりなかなか広がらないのが事実ですよ。

はい。

これも情報公開で教えていただいたんですが、■■■■が住基ネットの保守とカリスとか、機械関係だけでどれぐらいの費用がかかったかということで契約書を出していただいたんですが、この3年間で4300万、もちろんそれに対してそれとは別に職員の方が研修に行っていたいたり、「サーバの保守にずっと立ち会う」とおっしゃっていましたので、その間の人件費等は入っていないんですが、残念ながら今の時点では■■■■としては、かけた費用だけの町としてのメリット、便益というのは受けておられない、ということで間違いないですか。

その費用に対する効果というお話かと思うんですけれども、それについては私の述べるところではない、というふうに思っております。

この住民票コードを■■■■の3万8000人の住民の方の中で、希望される方にだけにお渡しする住民票コード、あるいは住基ネットで本人確認情報、

プラス変更履歴という6情報を今住基ネット上に流しているわけですがけれども、それについては■■■■の住民の方で御希望される方に対応するということで、■■■■の住民の方、あるいは■■■■の行政執行されるお立場としてはお困りになられるという状況ではないですね。

現在のところは感じておりません。

被告国・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県及び三重県指定代理人（小川）再委託のことについてお伺いいたします。まず■■■■の名前が出ておりましたけれども、これは■■■■系の会社なんでしょうか。

はい。

■■■■において既設ネットワークの保守、点検等について、■■■■は実績を有している会社ですか。

はい。

■■■■の会社について、あなたないし市の職員が全然知らない会社だということとは言えませんね。

はい。

再委託先である■■■■については、■■■■との関係もあって決めたものではありませんか。

そうです。

実際上は■■■■から■■■■に再委託されることについて、平成16年以前も町としてちゃんと認識があったものではありませんか。

そうです。

セキュリティーをどのようにして確保しているかということについて、具体的に余り詳細にはお答えになりませんでしたけれども、そのへんについて機密事項と考えられたようなことはありませんか。

そうです。

公的個人認証についてですけれども、市町村は発行業務だけを負っていると

いう認識でよろしいですか。

はい。

以上